



近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 平成23年1月25日

23年新春号

No. 25

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 阪 広久
事務局 泉大津市二田町1丁目11-15 オークハイツⅢ301号
編集委員 / 石谷秀志・竹尾公宏・岩間新吾・真奥 隆・田中俊英



23年新春号 主な内容

- 1 面 表紙「称名滝」
- 2 面 支部長の挨拶
- 3 面 寄稿
「確定申告を目前に控えて」
「最近、考えること」
- 4 面 第24回誌上研修
「広大地について」
- 6 面 支部旅行（高知）
- 7 面 ゴルフ部懇親コンペ
新会員自己紹介、会員の異動
- 8 面 最新研修ビデオの紹介、告知板
原稿・写真募集、編集後記



落差日本一(350メートル)を誇る富山県立山町の称名滝。11月1日前後雨続きの悪条件の中、入山規制を心配しながらこの滝を訪れるツアーに参加した。富山地方鉄道の終点立山駅から約7キロの奥地に、この滝はある。

称名川右岸沿いの舗装道を進むと、途中で左岸の岩壁「悪城の壁」が高さ500メートル、延長2キロにわたって連なり圧倒された。称名峡谷が秘境の風景を漂わせ、行き止まりの地点では空から水しぶきが舞ってきた。直径60メートルの滝壺に勢いよく落下する滝の水しぶきであった。轟音を響かせる帯状の純白の水と、色づき始めた峡谷の微妙な光景に感動した。

訪れた日は、水量の多い時にしか現れない「ハンノキ滝」(右)が現れ、一対となってさらに勇壮な自然美を堪能した。法然上人が、滝音に「南無阿弥陀仏」と称名を唱えているように聞こえたことから「称名滝」と名付けられたと言う。凡人にはそんな風に聞き取れなかったが、自然の誇る造形美を楽しむには十分だった。

(写真・文) 久保 慶明



新年のご挨拶

支部長 阪 広 久

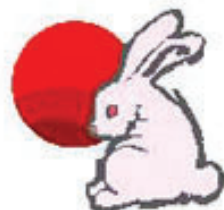
平成23年の年頭にあたり、謹んでお慶びを申し上げます。平素は支部の会務運営に深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

小生が支部長を拝命し4度目のお正月を迎えました。平成19年の定期総会において39歳で支部長を拝命したときは、私のような者に務まるのだろうかと非常に不安に思っていました(会員の先生方もそうであったかも知れませんが)。しかし、5人の副支部長先生がこの3年半の間変わらずサポートしていただき、役員先生方にも支部の行う諸事業に率先してご尽力いただきました。また、会員先生方からもひとかたならぬ御厚情をいただき、お陰様でつつがなく支部の諸事業を推進することが出来ました。この紙面をお借りし、改めて心より感謝申し上げます。

この3年半を振り返り一番印象に残っているのは、支部事務局を設置できたことです。近畿税理士会ならびに日本税士会連合会では、我々税理士が社会からより厚い信頼を得て、さらに税理士制度の存在意義が高まることを目的として、資質向上のための研修制度の導入、公益的活動への積極的な参画などを推進してまいりました。当支部でも年間10回に及ぶ研修会を開催し、また和泉市役所や支部事務局等で無料税務相談を実施しており、支部が担う事業は年々増える傾向にあります。加えて我が国経済が先行き不透明な状況にあり、先生方に対するクライアントからの要望もこれまで以上に大きくなっているものと思われます。平成14年に当時の露口副支部長も支部だよりに問題提起されていますが、こうした状況下で支部役員にご就任いただく先生方には過重な負担をおかけしているところであり、一部の先生方のボランティア精神に頼るのも限界ではないかと考えておりました。

2期目の支部長を拝命した平成21年夏頃より、事務所候補地の選定、必要経費の見積もりと予算化、事務員の募集等必要な事項について役員先生方とともに検討を進め、10月には臨時総会で支部事務所変更の支部規約改正、ならびに補正予算についてご承認賜りました。事務局職員については20数名の応募の中から桐石由美子さんに決定し、平成21年11月25日正式に支部事務局が発足しました。それから1年2ヶ月が経過しましたが、お陰様で役員先生方の負担の軽減という目標を達成しながら、さらに会務の運営もスムーズに行えるようになりました。事務局の発足・運営に関わった全ての方に御礼申し上げます。

さて、本年は辛卯(かのと・う)にあたります。インターネットの百科事典サイトWikipediaによれば、「辛」の字は同音の「新」につながり、植物が枯れて新しい世代が生まれようとする状態を意味し、「卯」は元々「草木が地面を覆う様子」を意味する「茂(ぼう:しげる)」または「冒(ぼう:おおう)」に由来するそうです。聞くところ兎は繁殖力が旺盛で、欧米では縁起物としてその足がお守りにも使われております。経済面では、うさぎ年は株価が上昇することが多いそうで、1999年には約37%上昇したそうです。



2011年が会員皆さまにとって、そして我が泉大津支部にとっても、実り多い年、事業繁栄の年になることを祈念し、併せて本年も変わらぬご高配を賜りますことをお願い申し上げます。年頭に当たってのご挨拶とさせていただきます。



大阪・奈良税理士協同組合

T540-0012
大阪市中央区谷町1丁目5番4号
TEL(06)6941-6888
FAX(06)6947-2800
URL: <http://www.hanna-zelkyo.jp>

保険

阪奈独立年会、VIP大型総合保険制度、
全額共済金、所得補償、総合事業保険プラン、
ゴルフアーズ保険、自動車保険、火災保険

金融・ カード

税理士(マーク入り)カード、
住宅ローン
自動車ローン

販売 あっせん

業務実用用品、パソコン関連、オフィス家具、
紳士・婦人服、生活雑貨、
リサイクルトナーカートリッジ、印鑑、
名刺、家電製品(web販売)

共済 制度

小規模企業共済制度
中小企業退職金共済制度
経営セーフティ共済制度

不動産

不動産情報(売買仲介)
戸建住宅、マンション
リフォーム

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権、
葬儀、リース関連、人材派遣、
セキュリティ、資格取得、
カーライフ関連、PETガン検診



確定申告を目前に控えて

原田 鎮郎

新年明けましておめでとうございます。

2011年の輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

新年が明けますと、いよいよ確定申告という気が遠くなるような繁忙期に入ります。毎年この時期になると、7年前に税理士登録した直後の地区相談会場でのことを思い出します。

はじめての会場でしたので緊張の思いで臨みました。相談日の初日は有難いことに所長と一緒にしたので相談できる先生がいることが救いでした。会場に入りましたら所長から、ある先生をご紹介頂きました。その先生を所長は師である、僕のことを弟子であると、つまり僕はその先生からすると孫弟子にあたるのだとご紹介くださいました。師匠から弟子であることを認められた瞬間でした。緊張感のなかでの相談業務でしたが、その喜びから張り切って相談に応じ、会場を出たときには疲労困憊でした。

将来、その時の所長の立場で、所長に僕の弟子を紹介したいという目標が一つできました。僕にとっての確定申告は初心に帰る大切な時期でもあります。

忙しい日々が続きます。体調に気をつけて繁忙期に臨みましょう。本年もご指導頂けますようお願い申し上げます。



最近、考えること

田中 英二

最近『クラウドサービス』という言葉を目にします。簡単に言うと「インターネット経由で提供されるさまざまなサービス」のことを指します。動画、写真、メールなど従来、自分のPCのハードディスクの中に保管していたものをネットワーク上に置き、いつでも、どのPCからでも利用できるようにしたものが、一般的なクラウドサービスと呼ばれるものです。

さらにはエクセル、ワードのようなビジネス系のソフトウェア・アプリケーションや果てはOSまでクラウドサービスで提供されている、もしくはされようとしています。最近、話題のスマートフォンの普及により、携帯電話からもPCと同じようにデータにアクセスできるようになってきています。

思えば、開業当時は、高額なオフコンと大量のフロッピーディスクを購入し、顧客に対しての業務を行っていました。それでも当時は、画期的なことでしたが、今では、PCが当たり前に使われるようになって、パソコン会計ソフトを使った顧客の自計化、申告業務のパソコン化、電子申告など、PCによる業態変化は進んでいます。何よりもPCの性能が向上したことによりアプリケーションソフトでできる作業が高度化し、そのためそれを操作する人間にも「どのような作業を処理したいのか」という目的を高度なレベルで求めてきます。

従来であれば、PC本体を動かすための知識が求められましたが、アプリケーションやネットを使うための幅広い知識が必要となり、しかも、ただ操作できるだけでなく、かなり高いレベルで使いこなすことが求められます。このPCを道具として使いこなすには「この道具を使って何がしたいのか」という目的が自分になれば振り回されてしまいます。PCは、便利な道具ですが決して万能ではないと思います。確かに、私達人間の作業効率アップには計り知れないほどの効果をもたらしてくれていることは事実ですが、それを使いこなすのはあくまで人間です。操作する人間にPCやネットを使って何をどう便利にしたいのかという目的意識が重要です。

私達の業務には、PCの操作能力は必須ですが、一つだけ心配なことは、先ほど書いたようにPCとソフトの進化が早すぎることです。もはや一般人の理解を超えた部分で様々な処理が行えるようになってきているので、多くの人はその進化についていけないように思えます。ハードとソフトのサービスはどんどん進化を続けます。ネットはますます複雑化高度化していきます。そうなったときにネットの向こう側でいろいろ便利なサービスを提供している人達とネットのこっち側でそれを使っている人達との間で知識量や情報量の差が著しく乖離してしまう恐れがあるように思えます。気がつくともネットの向こう側に全ての情報が吸い取られている恐れがあるかもしれません。

今後、私達税理士の業務でも主流になっていくクラウドサービス。これは正に全ての情報がネットの向こう側に蓄積されるサービスです。このクラウドが本当に私たちを便利にさせるためのサービスなのか否か。なんとも読みきれませんが、PCが進化し続けると私達の理解を遙かに超えてしまうので、私達にコントロールできる範囲で利用方法を留めておき、クラウド以外のソフトウェアサービスがこれからも残り、私達の選択として残ることを望んでいます。



第24回 誌上研修

「広大地について」

研修委員 永谷 博子

I 広大地の意義と評価方法

広大地とは、その地域における標準的な宅地の地積に比して著しく地積が広大な宅地で、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を行うとした場合に、公共公益的施設用地の負担が必要と認められるものをいいます（評基通24-4本文）。農地や山林を宅地として活用する場合、あるいは宅地化されている土地でも一定面積以上のものは、都市計画法等によって、いわゆる開発行為（建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう）が必要となり、その際、道路、公園等の公共公益的施設用地として相当程度の「潰れ地」が生じます。

このため、不動産業者等の広大地の買取りにおいては、通常の宅地の価額に比べて相当程度の減額となるのが通常です。こうした点を考慮して、広大地の価額は、次のように評価することとされています（評基通24-4）。

- (1) その広大地が路線価地域に所在する場合・・・次の算式により求めた価額による。

$$\begin{aligned} \text{広大地の価額} &= \text{正面路線価} \times \text{広大地補正率} \times \text{地積} \\ &\quad \downarrow \\ \text{広大地補正率} &= 0.6 - 0.05 \times \frac{\text{広大地の地積}}{1,000 \text{ m}^2} \end{aligned}$$

注1 広大地補正率は、0.35を下限とします。

注2 上記の広大地補正率を求める算式は、地積が5,000 m²までの広大地を前提としたものであり、上記の評価方法は、地積が5,000 m²までの広大地に限り適用されます。

注3 広大地補正率の算定において、端数処理は行いません。

注4 通常の宅地の評価における正面路線価は、路線価に奥行価格補正率を乗じた後の価額で判定しますが、広大地の正面路線価は、面している路線のうち最も高い路線価によります。

- (2) その広大地が倍率地域に所在する場合・・・その広大地が標準的な間口距離及び奥行距離を有する宅地であるとした場合の1 m²当たりの価額を「路線価」として、上記(1)に準じて計算した価額による。



II 広大地の範囲と判定

広大地とは、前述のとおり、その地域における標準的な宅地の地積に比して著しく地積が広大な宅地で、開発行為を行うとした場合に、道路等の潰れ地が生じるものをいいます。

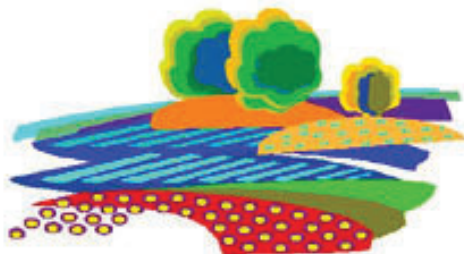
このため、大規模工場用地や中高層の集合住宅等の敷地用地に適用しているもの（いわゆるマンション適地）は広大地には該当しないこととされています。

広大地に該当するかどうかについて、次のような考え方が示されています（平成16年6月29日付国税庁資産評価企画官情報第2号「財産評価基本通達の一部改正について」通達のあらましについて（情報））。

<広大地に該当する条件の例示>

- ・ 普通住宅地等において所在する土地で、各自治体が定める開発許可を要する面積基準以上のもの（ただし、下記の該当しない条件の例示に該当するものを除く）

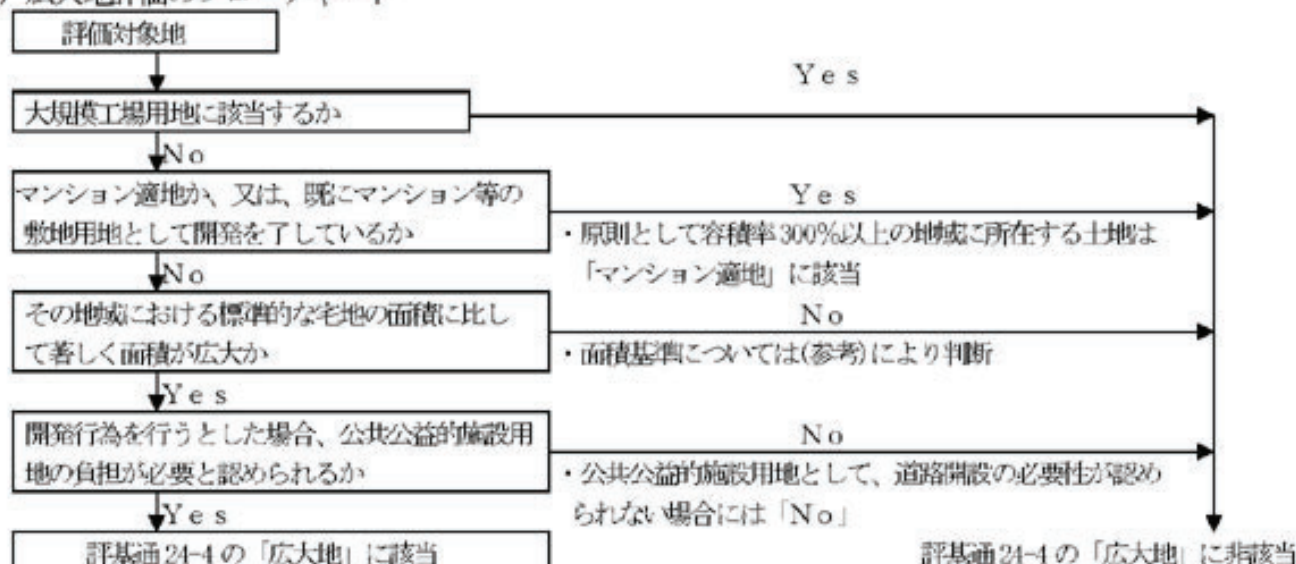
注 ミニ開発分譲が多い地域に存する土地については、開発許可を要する面積基準（例えば、三大都市圏500 m²）に満たない場合であっても、広大地に該当する場合があることに留意する。



<広大地に該当しない条件の例示>

- ・ 既に開発を了しているマンション・ビル等の敷地用地
- ・ 現に宅地として有効利用されている建築物等の敷地（例えば、大規模店舗、ファミリーレストラン等）
- ・ 原則として容積率300%以上の地域に所在する土地
- ・ 公共公益的施設用地の負担がほとんど生じないと認められる土地

(図) 広大地評価のフローチャート



(参考) 面積基準

原則として、次に掲げる面積以上の宅地については、面積基準の要件を満たすものとする。

- ① 市街化区域、非線引き都市計画区域 (②に該当するものを除く。)
- ・・・都市計画法施行令第19条第1項及び第2項に定める面積 (※)

- ※ 1 市街化区域
- 三大都市圏・・・500㎡
- それ以外の地域・・・1,000㎡
- 2 非線引き都市計画区域・・・3,000㎡

- ② 用途地域が定められている非線引き都市計画区域
- ・・・市街化区域に準じた面積

ただし、近隣の地域の状況から、地域の標準的な規模が上記面積以上である場合については、当該地域の標準的な土地の面積を超える面積のものとする。

Ⅲ 広大な市街地農地、市街地山林及び市街地原野への広大地評価の適用

広大地に関する評価通達では、その範囲を「宅地」に限定していますが、広大な市街地農地等を戸建住宅分譲用地とするためには、宅地と同様に開発に伴って潰れ地が生じます。そこで、市街地農地、市街地山林及び市街地原野についても、広大地の要件に該当すれば、広大地として評価することができます。

この場合の評価は、宅地と同様に次の算式によりますが、通常の農地や山林の評価における「造成費の控除」は適用されません。また、不整形地補正率など、各種の補正率も適用されません。

$$\text{広大な市街地農地等の価額} = \text{正面路線価} \times \text{広大地補正率} \times \text{地積}$$

なお、評価対象地が市街地周辺農地である場合には、この算式によって評価した価額の80%相当額で評価します。

Ⅳ 広大地補正率と各種補正率の適用関係

上記Ⅰの広大地補正率には、土地の個別要因の事情補正が勘案されていると考えられています。このため、広大地補正率を適用して評価する土地については、奥行価格補正率以下の各種補正率は適用せず、正面路線価、広大地補正率及び地積の3要素で評価することとされています。

また、広大地にセットバック部分がある場合でも、広大地補正率を適用する土地にはセットバックの減額 (評基通24-6) は適用しません。ただし、その広大地に広大地補正率を適用して評価した価額よりも、奥行価格補正率その他の補正率を適用して評価した価額が下回る場合は、後者の価額で評価することになりますが、その場合はセットバックの減額を適用することができます (評基通24-4 (注) 4)。

なお、広大地が都市計画道路予定地内にある場合には、広大地補正率を適用して評価した後の価額について、都市計画道路予定地内にある宅地の補正 (評基通24-7) を適用することができます。

<参考文献>

遺産分割の手続と相続税実務 小池 正明著 税務研究会出版局





支部旅行に参加して

松原 一仁

10月17日、18日の二日間高知方面へ支部旅行に行って参りました。

当日は2日とも非常に良い天気の中、総勢24名の参加となりました。

朝9時に泉大津をバスで出発して、淡路島を縦断、徳島に昼に着きました。

昼食場所は、大正初期に建てられた檜野邸（檜野石灰社長宅）を移築した広間で、非常に豪華な庭園を見ながら、美味しい昼食を頂きました。その後、徳島の阿波踊り会館で、阿波踊りの昔から現在までの違いについての説明を受けながら、実演を約50分見せて頂きました。最後には希望者が前の舞台に出て体験する時間もあり、大変楽しい時間を過ごしました。是非来年のお祭りには、本物の阿波踊りに出かけていきたいと思います。

会館を出発後、一路高速道路を南下して、夕方には、高知市内に着きました。

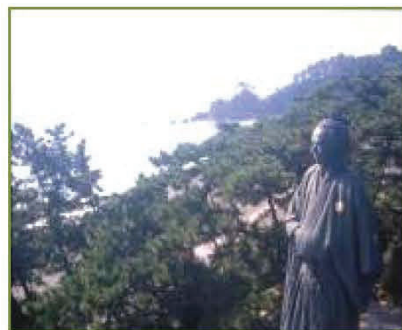
市内観光は、時間の関係で、車窓からとなりましたが、「高知城」や「はりまや橋」を見学できました。ホテルには暗くなる前に、老舗の城西館に到着しました。宴会では、阪支部長より多数の参加を頂いて感謝していますとのお挨拶の後、宴会ははじまりました。その後の宴会及び夜の時間は非常に早く過ぎ（詳しくは書きませんが…）、翌朝起きるとゴルフ組14名は、早くもゴルフに出発していました。後で聞いた話では、ゴルフ組の1人の先生が、観光できないので、わざわざ5時からタクシーで桂浜まで坂本龍馬（像）に会いに行かれたそうです。（片道30分程度かかります）

我々観光組は、9時半に出発しましたが、バスが出発するときに、城西館の女将がバスを追いかけるように最後まで手を振って見送ってくれました。さすが老舗の経営者だなあと感じ、我々も参考にしなければと思いました。出発後すぐに観光組は、今NHK大河ドラマの主人公の坂本龍馬関連施設に案内して頂きました。坂本龍馬は、高知の出身であり、龍馬ブームのタイムリーなコース設定に感謝しています。コースは、土佐龍馬であい博、次に桂浜の龍馬記念館及び坂本龍馬像の見学をさせて頂きました。幕末をわずか33歳の生涯で駆け抜けた龍馬の生き様の一部を見せて頂き感動しました。今後の自分の人生について少し考える機会をもらったように思います。

昼食は「かつおのたたき」を頂いた後、プロの大会にも使われている高知・黒潮カントリークラブにバスは迎えに参りました。私はゴルフ場に入ったことが無かったので、少し待っている間にコースをのぞき見させて頂き、ゴルフ場の雰囲気を楽しませてもらいました。

ゴルフ組のメンバーは、さすがに早くからのスタートで、若干疲れた表情の方もいましたが、みんなプロの気分でプレーをされたのではないかと思います。

その後、夜の9時となりましたが、全員無事に泉大津まで帰ってきました。旅行中、他の先生をはじめ運転手さん、ガイドさん、添乗員さんには多くのご迷惑をおかけしました。特に新日本旅行の藤井さんには、見学コースの間、ほとんど車いすを押して頂き、大変楽しく観光をさせて頂きました。ありがとうございました。来年も是非支部旅行に参加させて頂きたいと思いますので、その際には又よろしくお願ひします。来年の支部旅行も多数のご参加がありますように願ひ、ご報告とさせて頂きます。





ゴルフ部懇親コンペ

高岩 弘至

12月15日、ゴルフが行われました。今回の会場は、天野山カントリークラブ。

この日の第一の敵は、風。風。風です。晴れ間は見えるのですが、寒い。寒い。

今年一番の冷え込みとなり風が吹くとこれほどゴルフは難しくなるものか。寒いとこれほど体が動かないものか。私にとっては、「ゴルフとは自然との闘い」を身をもって体感することになってしまいました。

さて、内容は…この悪条件のなかでも風の抵抗を少なくするため低いボールで攻められたり、アプローチでピンそばに測ったようなショットを見せられるかと思うと、ドライバーで打ったボールが左サイドに飛んで行ったのに真横に流されて右サイドに落ちてしまったり、カップのまわりを行ったり来たりされるプレーもあり。終始、好プレー珍プレーで彩られました。しかし、支部の先生方は皆さん実にお元気なことか。無事、笑顔でホールアウトされました。

ゴルフというスポーツは、ボールを打つというアクションを取る前に十分な時間のあるゲームで、相手のアクションに対して即座にリアクションする必要があるテニス、野球、バスケなどといった他の球技とはちと違っていています。しかし、そこに難しさがあります。また、腕だけじゃなくて、腰、肩、足、けっこう体全体を使いますし。スコアと当たった瞬間「！！」みたいな気持ちで爽快感を味わうことができる素晴らしいスポーツです。次回は、春。きっと桜を眺めながら（そんな余裕はないだろう。多分…）の開催となりますので、ぜひぜひ多数の参加をお待ちしております。



新 会 員 自 己 紹 介

溝口 幸長 (みぞぐち ゆきな) 昭和48年8月25日生 登録番号: 117136



◆自己紹介

大学院在籍中から、サラリーマンとして7年間仕事をしながら、税理士試験の勉強をしていました。その後は税理士補助業務に従事する様になり、現在に至ります。

家族は妻と子供2人がおりますが、結婚した時には既に税理士試験の勉強を始めていた為、家族（特に子供）と一緒にいる事が少なかったの、これからはできる限り家族と過ごす時間を大切にしながら仕事を頑張っていきたいと考えております。

◆趣味

趣味は硬式テニスですが、この頃は子供と公園に行く事が趣味になりつつあります。

◆支部へのメッセージ

実務経験が浅く、まだまだ勉強の毎日ですが、これからも頑張っていきたいと思っております。どうぞ、ご指導、ご鞭撻賜りますよう、お願い申し上げます。



会 員 の 異 動

平成22年12月31日現在 会員数 105名 (内税理士法人 2)

◇入 会

平成22年10月20日 溝口 幸長 先生 (開業)
事務所: 〒592-0012 高石市西取石7-8-2 2階
中原弘一朗税理士事務所
TEL072-267-3666 FAX072-267-3667

◇業務廃止

平成22年8月10日 田畑 照雄 先生

◇ご 逝 去

～ 謹んでお悔み申し上げます ～
平成22年10月12日 高岩 進 先生

最新研修ビデオの紹介

支部事務局では、研修ビデオを整理保管貸出しておりますので、自己研鑽の一助としてご活用ください。また新着情報につきましては、今後も支部だより、ホームページ等で随時お知らせしてまいります。

【新着情報・・・平成 22 年 7 月 1 日以降開催分】

- ◇法学ゼミナール
「今日的視点から見た借地借家の契約と税務」
- ◇プロフェッショナルセミナー
「税理士の職業倫理とコンプライアンス研修会」
- ◇法学ゼミナール
「国税通則法と納税者の権利」
- ◇平成 22 年度 第 2 回マルチメディア研修
「グループ法人税制の概要と実務」
- ◇大阪・奈良税理士協同組合主催
平成 22 年度第 2 回研修会
「誤りやすい事例 消費税・所得税」
- ◇近畿税理士会主催
「グループ法人税制
－基礎から実務上の留意点まで－」
- ◇日本税理士連合会主催 全国統一研修会
「最近における法人税の実務事例の検討
－法人税と会社法・企業会計の調整事例を
中心として－」

- ◇日本税理士連合会主催 全国統一研修会
「相続をめぐる民法と税法の理解
～“民法なんて簡単” 税理士業務に登場
する相続事案を参考に民法相続編を
解説します～」
- 「平成 22 年度税制改正ポイントと実務上の
留意点 ～個人所得課税及び国際課税を
中心として～」
- 「重要判決の税法解釈と課税実務への影響」
- 「(1) 中小企業の自己株式の取得・処分等を
めぐる制度・会計・税務
(2) 改正後の別表第二を中心とした耐用年数表
の見方と留意点」
- 「譲渡所得特例に係る実務上の留意点」
- 「貸倒れをめぐる税務」
- 「改正された小規模宅地等特例の実務ポイントと
グループ法人税制が与える自社株評価への影響」
- 「クマオーの消費税実務 Q & A &
22 年度改正と特例選択届出書の再確認」

告知板

研修委員会より



近畿税理士会研修規則第 7 条に一事業年度 36 時間以上研修受講の努力規定が定められていますが、税理士会等が開催する研修会に参加する他に、そのビデオを受講することも認められています。ビデオ研修は従来 18 時間を限度としていましたが、平成 22 年度研修規則改正により、視聴した時間全てが受講時間となります。研修ビデオは支部事務局にて貸し出しいたしておりますので、ご利用ください。
また、租税教室講師をお務めいただいた場合は、当該時間の 3 倍を研修時間と計算します（但し、一事業年度 18 時間を限度とします）。

原稿・写真募集！

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。
アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>
広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。
寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。
写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。
なお、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで
TEL0725-33-7400 FAX0725-33-7405
e-mail izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp

編集後記

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。
現広報委員での最後の支部だよりとなりました。ご協力いただきました、会員先生方にお礼申し上げます。
さて、先日、中学一年生になる息子が入部しているバスケットボールの一年生のみのでの大会があり、息子も出場するとのことで観戦に行きました。約 15 名の新人部員がいるので、チーム内競争も激しいようで、途中からの出場となりましたが、入部後、毎朝 6 時半からの練習と、授業終了後も夜 8 時まで、練習に参加し、努力している息子が、仲間とともに、コーチに怒鳴られながらも、ひたむきにプレーしている姿をみて、感動を覚え、私自身、忘れてかけていた『一生懸命』という気持ちを思い出させてもらうことができました。
年明けとともに、私達は、多忙な時期を迎えることとなりますが、どうか、会員先生方、ご体調を崩されることなく、乗り切っていただきたいと願っております。
(T・T)